

**公益財団法人福島県保健衛生協会**  
**定 款**

**第1章 総 則**

(名 称)

**第1条** この法人は、公益財団法人福島県保健衛生協会という。

(事務所)

**第2条** この法人は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

**第2章 目的及び事業**

(目 的)

**第3条** この法人は、疾病の予防、健康の保持及び増進、並びに生活環境の保全を図るために必要な事業を行い、もって公衆衛生の向上と地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 公衆衛生及び疾病予防に関する知識の普及及び啓発
- (2) 公衆衛生等に関する相談、調査及び研究
- (3) 県、市町村、医師会等関係諸団体との協力及び提携
- (4) 県民の疾病予防のための健（検）診及び健康の保持・増進に関する事業
- (5) 生活環境の保全に関する必要な調査及び研究
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、福島県において行うものとする。

**第3章 資産及び会計**

(基本財産)

**第5条** この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で

定めた財産を、この法人の基本財産とする。基本財産を追加するときは、理事会及び評議員会の決議によって行う。公益財団法人への移行時の基本財産は、別表により定める。

- 2 この法人は、基本財産を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。
- 3 基本財産の一部を処分又は基本財産から除外するときは、理事会及び評議員会の承認を必要とする。

(事業年度)

**第6条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第7条** この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類（以下「事業計画書及び収支予算書等」という。）は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書等は、直近の定時または臨時の評議員会に報告するものとする。
- 3 前第1項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

**第8条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経た上で、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の事業報告及び決算書類については、毎事業年度終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

(保有株式の議決権行使)

**第9条** この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）にかかる議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を必要とする。

## 第4章 評議員及び評議員会

### 第1節 評議員

（定数）

**第10条** この法人に、評議員6名以上12名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

**第11条** 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、及び外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。ただし、外部委員の選任については、次のいずれにも該当しない者とする。

（1）この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

（2）過去に前号に規定する者となったことがある者

（3）第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人になった者も含む。）

4 委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

5 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

6 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

（1）当該候補者の経歴

（2）当該候補者を候補者とした理由

（3）当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

（4）当該候補者の兼職状況

7 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が

賛成することを要する。

- 8 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 9 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、または評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 10 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 11 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
  - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
  - (2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
  - (3) 同一の評議員（2名以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2名以上の評議員）につき2名以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 12 第10項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(任 期)

- 第12条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第13条** 評議員に対して、各年度の総額が60万円を超えない範囲で報酬等を支給することができる。
- 2 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議

員の報酬並びに費用に関する規程による。

## 第2節 評議員会

(構成及び権限)

**第14条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事、監事及び評議員の報酬並びに費用の額の決定及びその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 基本財産の追加及び処分又は除外の承認
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

**第15条** 評議員会は、定時評議員会を毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。必要がある場合には、臨時評議員会を開催することができる。

(招 集)

**第16条** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときには、会長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

**第17条** 会長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知をしなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議 長)

**第18条** 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうち

から選任する。

(定足数と決議)

**第19条** 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員総数（現在数）の3分の2以上の多数によって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 役員 of 損害賠償責任の一部免除
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の裁決を行わなければならない。ただし、出席した評議員の全員が、2候補者以上の選任案を一括して採決することに同意した場合には、この限りでない。

理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

**第20条** 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

**第21条** 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告を要しないことに評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

**第22条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び当該評議員会で指名された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

## 第5章 役員等及び理事会

### 第1節 役員

(役員を設置)

**第23条** この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上12名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、1名以上2名以内を副会長とする。また、理事のうち1名以上2名以内を専務理事とすることができる。ただし、これらの役職を兼ねることはできない。
- 3 この法人の会長は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の代表理事とする。
- 4 会長以外の理事のうち、副会長及び専務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

**第24条** 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長並びに専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む）並びに使用人を兼ねることができない。各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務・権限)

**第25条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 会長及び副会長並びに専務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 6 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

(監事の職務及び権限)

**第26条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

**第27条** 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第23条第1項で定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

**第28条** 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

**第29条** 理事及び監事には、報酬等を支給することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(名誉会長及び顧問)

**第30条** この法人に名誉会長1名、顧問若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 名誉会長及び顧問は、この法人の重要な事項につき会長の諮問に応ずる。

## 第2節 理事会

(構成)

**第31条** 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

**第32条** 理事会は、この定款で別に定めるほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長並びに専務理事の選定及び解職

(開催)

**第33条** 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度の5月及び3月に2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 一般社団・財団法人法第101条第2項及び第3項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又はその請求をした監事が招集したとき。

(招集)

**第34条** 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

**第35条** 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長が出席できないとき

は、出席した理事のうちから選任する。

(定足数と決議)

**第36条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

**第37条** 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

**第38条** 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

**第39条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事がこれに記名押印する。

## 第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

**第40条** この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業並びに第11条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(合併等)

**第41条** この法人は、評議員会において、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解 散)

**第42条** この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

**第43条** この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

**第44条** この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第7章 事務局

(事務局)

**第45条** この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第8章 公告の方法

(公 告)

**第46条** この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

3 この法人は、定時評議員会の終結後遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）を、定時評議員会の終結の日後5年を経過する日まで継続して公告する。

## 第9章 提携団体

(協 力)

**第47条** この法人は、公益財団法人結核予防会、公益財団法人日本対がん協会及び財団法人予防医学事業中央会と提携し、疾病の予防及び公衆衛生の向上を目的とする事業を協力して行うものとする。

## 第10章 補 則

(委 任)

**第48条** この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。  
理事 鈴木仁、横井孝夫、渡邊眞、阿部賢輔、鈴木順造、藤森敬也、  
        宍戸文男、岩波洋、中村伸裕、八巻秀一、宮崎憲治、馬場恒郎  
監事 今野利雄、石井伸典
- 4 この法人の最初の会長は鈴木仁、副会長は横井孝夫、専務理事は渡邊眞とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。  
佐藤節夫、高谷雄三、金子振、鈴木義孝、千葉芳宏、遠藤幸男、  
高橋京子、齋藤幸子、安村誠司
- 6 改定された定款は、令和8年6月18日から施行する。  
(令和8年6月18日評議員会決議)

財産目録

基本財産（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
土地	・福島市方木田字水戸内 19-6 1,990.14 m <sup>2</sup>
	・福島市方木田字水戸内 16-5 711.16 m <sup>2</sup>
	・福島市方木田字水戸内 16-8 45.11 m <sup>2</sup>
	・福島市吉倉字谷地 30 1,172.00 m <sup>2</sup>
	・福島市吉倉字谷地 31-1 713.38 m <sup>2</sup>
	・会津若松市真宮新町北 1 丁目 13 <u>6,479.68 m<sup>2</sup></u>
	11,111.47 m <sup>2</sup>